

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

- ◆オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ◆薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2023年10月1日より下表のとおり診療報酬点数を算定いたしますので、ご了承ください。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（月1回）

<初診時>

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	6点
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	
・健康保険証による資格確認を行った場合	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合	
・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合	

※ 初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

<再診時>

医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	2点
・健康保険証による資格確認を行った場合	
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合	

正確な情報を取得・活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。